

JEITA/標準化政策委員会/三次元 CAD 情報標準化専門委員会規約

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 組織は、JEITA/標準化政策委員会/三次元 CAD 情報標準化専門委員会とする。

2. JEITA/標準化政策委員会/三次元 CAD 情報標準化専門委員会の英文名称を、3D CAD Information Standardization Technical Committee (3D ISTEC) とする。

以下、JEITA/標準化政策委員会/三次元 CAD 情報標準化専門委員会を本委員会とする。

(目的)

第 2 条 本委員会は、三次元 CAD 情報を有効に活用する標準化を行い、ツールに依存しない業界標準の確立と関係業界内に広く普及させていくことで、我が国のもの造り技術の進歩、すなわち設計・製造の革新と高度化を図る。

2. 委員会での成果は業界標準 (JEITA 規格) として制定・発行する。

3. 更に、これを広く普及させていくとともに、日本工業標準規格 (JIS) への提案、更には ISO における国際標準の確立を目指す。

(役割)

第 3 条 本委員会は前条の目的を達成するため、三次元 CAD で作成した CAD 情報を企業間で電子情報として交換・活用できるよう、用語、管理、モデル作成、情報の種類、形式を標準化し維持管理する。又、その普及・促進に関する以下の事項を担当する。

- (1) 電子情報技術産業における三次元 CAD 情報の規格作成及び標準化の推進
- (2) 電子情報技術産業における三次元 CAD 情報に係る規格、制度の普及及び促進
- (3) 電子情報技術産業に係る技術に関する調査研究及び情報共有
- (4) 三次元 CAD 情報の実用化の検討ならびに推進
- (5) 三次元 CAD 情報に関する国内外関係機関及び団体との情報交流、国際協調及び調査研究
- (6) 前各号に上げるもののほか、本専門委員会の目的を達成するために必要な活動

第2章 委員

(構成)

第4条 本委員会委員は、JEITAの会員をもって構成し、議決権を有する正会員と議決権を有さない賛助会員とする。なお、必要に応じ学識経験者をその所属する団体（大学、学会等）代表として、JEITAの会員以外でも本委員会の委員とすることができる。

付図1. 参照

2. 委員は、それぞれ会員会社の代表として、本委員会の活動に協力しなければならない。

3. 本委員会は、必要に応じ委員以外の者を以下に定める手続きによりオブザーバ又は客員として参加させることができる。

- (1) 分科会、プロジェクトへの出席は起案者がその招致理由と有効期間を明示した文書での申請を各チーフ（もしくは議長）に行い、事前承認を得なければならない。やむ終えない事情がある場合は事後承認も可とするが、その場合においても合理的と認めうる期間内で承認を得るものとする。
- (2) 幹事会への出席は起案者がその招致理由と有効期間を明示した文書での申請を幹事長に行い、幹事会の事前承認を得なければならない。やむ終えない事情がある場合は事後承認も可とするが、その場合においても合理的と認めうる期間内で承認を得るものとする。
- (3) オブザーバ又は客員は一時的出席者であり、(1)(2)における有効期間は最長でも翌年の総会までの期間とする。出席が翌年の総会以降も必要である場合は再度その期に対する(1)(2)の手続きを行うものとする。
- (4) 総会、幹事会、分科会、プロジェクトにおいてオブザーバ又は客員の出席がある場合、承認者あるいは申請者あるいは会議の議事進行を担当する者はオブザーバ又は客員の出席が開始された時点で出席者にそれを周知し、議事録に出席を明記しなくてはならない。
- (5) 法人をオブザーバ又は客員として招致する場合、申請／承認は法人名に対して行うが、(4)の議事録への記載は出席者名まで記載するものとする。
- (6) (1)(2)における申請／承認は事前を原則とするが、社会通念上正当な事由と認めうる理由により事前（最初の出席以前）手続きが困難な場合は事後承認も可とする。但し、その場合においても(4)(5)は必須とする。

(入会)

第5条 本委員会の委員になろうとする者は、別途定める入会申請書を本委員会委員長に提出し、本委員会幹事会の承認を得なければならない。

2. 本委員会委員は、法人又は団体の代表者でなければならない。

3. 本委員会委員を変更する場合は、速やかに別途定める変更届を本委員会委員長に提出しなければならない。

(会費)

第6条 本委員会委員は、本委員会の運営及び実施に要する経費、設備を負担するため、所定の口座に年会費（4月から翌年3月の12ヶ月）を納金しなければならない。

正会員は以下の会費とする。

31,500 円／月額×12ヶ月＝378,000 円／年額（税込）

但し、幹事会、各プロジェクト及び各分科会に参加しない場合は以下の会費とする。

10,500 円／月額×12ヶ月＝126,000 円／年額（税込）

賛助会員は以下の会費とする。

10,500 円／月額×12ヶ月＝126,000 円／年額（税込）

2. 途中から入会する場合は、入会后速やかに該当年度の会費を負担しなければならない。

幹事会で入会が承認された翌月からカウントし、該当年度の残月数の会費とする。

正会員は以下の会費とする。

31,500 円／月額×残ヶ月（税込）

但し、幹事会、各プロジェクト及び各分科会に参加しない場合は以下の会費とする。

10,500 円／月額×残ヶ月（税込）

賛助会員は以下の会費とする。

10,500 円／月額×残ヶ月（税込）

3. 本専門委員会委員が年度の途中から幹事会、各プロジェクト及び各分科会へ参加する場合は、幹事会で参加が承認された翌月からカウントし、該当年度の残月数の差額会費を支払わなければならない。

又、幹事会、各プロジェクト及び各分科会へ参加していた委員が幹事会、各プロジェクト及び各分科会から年度の途中から外れる場合は、該当年度の残月数の差額会費の払い戻しは行なわない。

4. 途中から退会する場合においても、該当年度の会費の払い戻しは行なわない。

(退会、除名)

第7条 本委員会委員が本委員会を退会しようとする時は、別途定める退会届を本委員会委員長に提出しなければならない。

2. 本委員会は本規約並びに関連諸規則に違反した委員、継続が不適切と思われる委員に対し、退会を求める事ができる。

3. その他退会、除名の条件は本協会の（退会）第8条、（除名）第9条の取り決めによる。

第3章 役員

(種類及び定数)

第8条 本委員会に幹事として次の役員を置く

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 3名以内
- (3) 幹事 委員各社代表者より若干名
- (4) 監事 2名以上
- (5) 幹事長 1名

(選任)

第9条 委員長、副委員長、幹事、監事、幹事長は総会において選出する。

2. 委員長、副委員長は当協会の正会員会社より選出する。
3. 委員長、副委員長、及び幹事長は同一会社で兼ねることができない。

(職務)

第10条 幹事は、幹事会を構成し、本委員会運営業務の執行を決定する。

2. 委員長は、本委員会を代表し、委員会を主宰する。
3. 副委員長は、委員長を補佐すると共に、委員長が不在の場合は、これを代行する。
4. 幹事は、本委員会の運営に関する委員長の補佐と、各プロジェクトの代表として各プロジェクトを主催する。
5. 本委員会には、監事2名以上を置く。監事は、本委員会の収支会計と委員会業務の執行状況を監査し、その結果を本委員会にて報告する。
6. 本委員会には、幹事長1名を置く。幹事長は、本委員会の事務処理のため、事務局担当者を指名できる。

(任期)

第11条 役員の任期は原則1年とし、再任を妨げない。

第4章 会議

(構成)

第12条 本委員会の会議は、総会、幹事会、プロジェクト、分科会とし、総会は、通常総会と臨時総会とする。

2. 総会は、本委員会の委員をもって構成する。
3. 幹事会は、第8条による。又、幹事会はその下にプロジェクトを構成する。
4. プロジェクトは、幹事会で承認された幹事会の幹事又は幹事が推薦する幹事が所属する会社社員で構成する。
5. 分科会は、幹事会で承認された本委員会の委員又は委員が推薦する委員の所属する会社社員で構成する。

(権能)

第13条 総会は次の事項のほか、本委員会の運営に関する重要事項を議決する。

- (1) 事業計画および収支予算
 - (2) 事業報告および収支決算
 - (3) 本規約の制定および改廃
 - (4) 本委員会役員人事
2. 幹事会は、次の事項のほか、委員会運営業務の執行を決定する。
- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
 - (2) 総会に附議すべき事項。
 - (3) プロジェクト及び分科会の組織、人事及び運営に関すること。
 - (4) 正会員及び賛助会員の種別に関すること。
 - (5) 賛助会員の分科会への参加に関すること。
 - (6) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項。
3. プロジェクトは、次の事項を役割とし、審議、検討、提案する。
- (1) 幹事会へ提案する新規分科会とその活動計画
 - (2) 本委員会の運営と活動計画
4. 分科会は、次の事項を役割として審議、検討、議決する。
- (1) 総会へ提案する分科会個別テーマ
 - (2) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第14条 通常総会は、年1回（5月）開催する。

2. 臨時総会は、次の各号に該当する場合に開催する
- (1) 幹事会が必要と認めたとき。
 - (2) 本委員会委員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
3. 幹事会は、次の各号に該当する場合に開催する
- (1) 本委員会委員長が必要とみとめたとき。
 - (2) 幹事現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

4. プロジェクトは、次の各号に該当する場合に開催する

- (1) 各プロジェクトリーダーが必要とみとめたとき。
- (2) 各プロジェクト現在数の2分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

5. 分科会は、次の各号に該当する場合に開催する

- (1) 各分科会チーフが必要とみとめたとき。
- (2) 各分科会現在数の2分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(召集)

第15条 総会及び幹事会は、本委員会委員長が召集する。

2. プロジェクトは、各プロジェクトリーダーが召集する。

3. 分科会は、各分科会チーフが招集する。

分科会チーフは、検討テーマにより賛助会員の参加を制限できる。

(議長)

第16条 総会及び幹事会は、本委員会委員長がこれにあたる。但し、臨時総会を開催したときは、出席委員のうちから議長を選出することができる。

2. プロジェクトは、各プロジェクトリーダーがこれにあたる。

3. 分科会は、各分科会チーフがこれにあたる。

(定数)

第17条 総会及び幹事会は、構成委員の2分の1以上の出席（委任状含む）により成立する。

2. プロジェクトは、各プロジェクトリーダーの判断による。

3. 分科会は各分科会チーフの判断による。

(議決)

第18条 総会、幹事会、プロジェクト及び分科会の議決は、事前登録された議決権をもつ構成員（構成員欠席の場合は代理人及び委任状を含む）の過半数の同意でこれを決し、可否同数のときには議長の決するところによる。

（18条2項に従い、総会、幹事会では委員長、監事、幹事長は議決権を持たない。また、オブザーバ、客員は一時的出席者でありその主旨より議決権は持たない。）

2. 但し、総会、幹事会における議決権は各社一つとし、委員長、監事、幹事長は議決権を持たない。

（書面決定等）

第 19 条 やむを得ない理由のため、総会、幹事会、プロジェクト及び分科会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面（委任状）又は代理人をもって表決権を代行することができる。

2. 前項の代理人は、代理権を証する別途定めた書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。

（議事録）

第 20 条 総会、幹事会、プロジェクト及び分科会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- （1） 日時及び場所
- （2） 構成員の現存数と出席した構成員の数
- （3） 議決事項
- （4） 議決の過程の概要
- （5） 議事録作成者と議長

第5章 収支会計

（収入の構成）

第21条 本委員会の収入は、会費、寄付金品から生ずる収入、委員会活動に伴う収入及びその他の収入とする。

（資産の管理）

第22条 本委員会の収支会計は、本委員会委員長の承認を得て幹事長が管理し、その管理の方法は幹事長に委ねる。

（経費の支弁）

第23条 本委員会の経費は収支をもって支弁する。

（活動計画及び収支予算）

第24条 本委員会の活動計画及び収支予算書は、本委員会委員長が作成し、総会の議決を得なければならない。

2. 各プロジェクトの活動計画及び収支決算は、各プロジェクトのリーダーが作成し、幹事会の承認を得る。
3. 各分科会の活動計画及び収支決算は、各分科会のチーフが作成し、幹事会の承認を得る。

（活動報告及び収支決算）

第25条 本委員会の活動報告書及び収支決算書は、本委員会委員長が活動年度終了後遅滞なくこれを作成し、本監事の監査を経た上、総会の議決を得なければならない。

2. 各プロジェクトの活動報告書及び収支決算書は、各プロジェクトリーダーが活動年度終了後遅滞なくこれを作成し、本監事の監査を経た上、本委員会委員長の承認を得なければならない。
3. 各分科会の活動報告書及び収支決算書は、各分科会チーフが活動年度終了後遅滞なくこれを作成し、本監事の監査を経た上、本委員会委員長の承認を得なければならない。

（収支差額の処分）

第26条 本委員会の収支決算に差額が生じた場合は、総会の議決を得て、積み立てまたは翌年度に繰り越すものとする。

第6章 規約の変更及び解散

（規約の変更）

第27条 本規約は、総会において、出席構成員数（代理人又は委任状を含む）の3分の2以上の議決を得て変更することができる。

（解散）

第28条 本委員会の解散は、総会において出席構成員数（代理人、委任状を含む）の4分の3以上の議決を得なければならない。

第7章 補則

（プロジェクト）

第29条 幹事会は、幹事会が決定する個別テーマを審議、検討、提案する組織としてプロジェクトを設置できる。

2. プロジェクトは、当初の活動目的を終了した時点で速やかに解散しなければならない。
3. プロジェクトの組織、人事及び運営は本幹事会において決定する。

（分科会）

第30条 本委員会は、個別テーマを審議、検討、決定する組織として分科会を設置できる。

2. 分科会は、当初の活動目的を終了した時点で速やかに解散しなければならない。
3. 分科会の組織、人事及び運営は本幹事会において決定する。

（事務局）

第31条 本委員会に事務を処理するため、事務局を置く

2. 事務局の業務内容は、本幹事会でこれを定める。
3. 本幹事会の議決を得て、事務局業務の一部は外部に委託することができる。
4. 幹事長は、本委員会の日常業務についての決裁権を持つ。また、対外折衝などについては、部会長を含む当該委員会委員長との連携によって弾力的に対応するものとする。

（その他）

第32条 本規約の実施に際して必要な事項は、本幹事会の議決を得て定める。

2. 本委員会の会費は、総会にて別途定める（第6条）金額とする。
3. 専門委員会の円滑な運営のために運営側内部で取り決めが必要な事項で、本規約には具体的な記載が無いものについては別途規定する本専門委員会内規にて規定し運用する。
4. 本専門委員会内規の制定・改定・廃止は本委員会3役（委員長・副委員長・幹事長）より幹事会に提案し、本幹事会の3分の2以上の議決を得て決定する。

(附則)

1. 施行日

本規約の施行日は平成19年8月1日とする。

2. 改定

- (1) 本規約の改定日は平成20年11月14日とする。
- (2) 本規約の改定日は平成21年5月22日とする。
- (3) 本規約の改定日は平成22年5月14日とする。
- (4) 本規約の改定日は平成24年5月11日とする。

付図1. 本専門委員会構成

